住宅用家屋証明書 交付要件および必要書類

所有権保存登記			
	新築されたもの	建築後使用されたことのないもの	
交	建築後1年以内の家屋	取得後1年以内の家屋	
付付	個人が自己の居住の用に供す	る家屋であること	
要	新築又は取得後1年以内に登記を受けるものであること		
件	床面積(区分所有の場合は専有床面積)が50㎡以上		
	併用住宅の場合は、居住部分の面積が9割を超えること		
	区分建物については、建築基準法上の耐火建築物又は準耐火建築物であること		
書	A 次のいずれか一つ (コピー可) 登記事項証明書、登記完了証と登記受領証、登記完了証明、 インターネット登記情報提供サービスから取得した登記情報の写し B 申請者(住宅を取得した人)の住民票 ※未転居の場合は住民票に加え、申立書と現在の家屋の処分方法を確認できるもの C 建築確認済証又は検査済証(コピー可) D 特定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合 認定通知書の写し	左のA~Dに加え、以下が必要 ・家屋売渡証書又は登記原因証明情報、譲渡証明書(新旧所有者及び取得年月日を確認できる もの) ・家屋未使用証明書(前の所有者または当該家屋売買の代理もしくは媒介をした宅地建物取引 業者が発行)	
	建築後使用されたことのないもの	建築後使用されたことのあるもの	
交付要件	取得後1年以内に登記を受けるものであること 床面積(区分所有の場合は専有床面積)が50㎡以上		
書	A 次のいずれか一つ (コピー可) 登記事項証明書、登記完了証と登記受領証、登記完了証明、	A 次のいずれか一つ (コピー可) 登記事項証明書、登記完了証と登記受領証、登記完了証明、 インターネット登記情報提供サービスから取得した登記情報の写し B 申請者 (住宅を取得した人) の住民票 ※未転居の場合は住民票に加え、申立書と現在の家屋の処分方法を確認できるもの C 建築確認済証又は検査済証 (コピー可) D 特定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合認定通知書の写し E 昭和57年1月1日以前建築の場合、次のいずれかを提出 耐震適合証明書、住宅性能評価書の写し(耐震等級が1,2又は3であるものに限る)、 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(保険付保証書)	

住宅用家屋証明書 交付要件および必要書類

特定の増改築等をされた住宅用家屋の所有権移転登記			
交付要件	取得のときにおいて、新築された日から10年を経過した家屋であること 付 特定増改築工事に係る費用の合計額が建物の売買価格の20%(工事費用の合計額が300万円を超える場合は300万円)以上であること 要 ※特定増改築工事とは…次のいずれかの増改築工事が行われている必要がある		
必要書類	C 建築確認済証又は検査済証(コピー可)		
	抵 当 権 設 定 登 記		
交 付 要 件	個人が取得した新築(増築含む)、新築未使用、建築後使用家屋の貸付資金に係るもの 所有権保存登記、所有権移転登記の条件と同様		
必要書類	金銭消費貸借契約書 - 債務の保証契約書 - 登記原因証明情報(抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて、明らかな記載があるものに限る		

※上表に該当しない家屋に関する交付要件および必要書類については、税務課資産税係まで直接お問い合わせください。